

戸籍届受理業務について

断続的労働の適用除外許可の審査の際に、審査をする監督官から「戸籍届受理業務の内容」について質問されたことがない。

「受理」を「郵便物を受け取るような行為」と捉えているかもしれないので、その業務内容を説明する。

この業務を行う警備員の精神的負担の大きさを理解してもらいたい。

【1】戸籍届受理とは

A 「受理」によって身分関係が発生する。

戸籍届「受理」とは郵便物のように「戸籍届を受け取ること」ではない。

「届けに間違いがないかどうかを点検し、不備な点を訂正させ、届出の効力を発生させること」である。

婚姻届、離婚届、養子縁組届などは警備員が届出を受け取ったときに効力が発生する。

(創設的届出)

警備員が見落とした不備があってもそれを後から訂正し「警備員が受け取った時に遡って」効力が発生する。

つまり、婚姻、離婚、養子縁組は警備員がその届を受け取った時に成立しその身分関係が発生する。(当然、相続関係も発生する)

b 受理する届けは全ての戸籍届

通常、警備員が受理する戸籍届は死亡届、出生届、婚姻届、離婚届くらいまで。

(私は今までにこの4種類を受理した。)

しかし、受理しなければならないのは「すべての戸籍届」。

認知、養子離縁、親権及び未成年者の後見、失踪、生存配偶者の復氏、姻族関係の終了、入籍、分籍、国籍の喪失、氏名の変更、転籍、就籍、離婚の際に称していた氏を称する届け等々。

支所が警備員のために用意したマニュアルは死亡、出生、婚姻、離婚まで。

しかも、詳しく説明されているのは死亡届くらい。

あとは届出用紙に記載例だけ。

『こんな届けはやったことがないので平日に窓口に提出してください』とは言えない。

窓口の執務時間外は「24時間・365日いつでも宿直警備員が受理する」ことになっているからだ。

c 火葬許可書の発行

死亡届受理には「埋葬・火葬許可書発行」業務が付加される。

許可書記載を間違えば埋葬・火葬ができなくなる。

死亡診断書の真偽を判定できず火葬許可書を発行してしまえば「犯罪に加担する」ことになる。

死亡診断書を作成した医師が実在するかどうかなど警備員は調べられない。

死亡診断書は死亡届の右半分。死亡届は簡単にダウンロードできる。

死亡診断書など誰でも簡単に偽造できる。

次に実際の戸籍届受理業務を説明する。

厚生労働省が「精神的負担の大きい業務」として挙げている「所持品検査、料金徴収」と比べて、戸籍届受理業務が精神的負担の大きい業務であることが理解できるだろう。

【2】具体的な戸籍届受理業務

a 死亡届受理業務

①死亡診断書のチェック

- ・医師の署名はあるか不審な点はないか？真正なものであるか？
- ・医師の署名の代用に「記名＋朱肉印」があるか？
- ・死亡診断書が原本であるか（コピーではないか）？
- ・死亡日時、死亡したところ、死因、発病・受傷から死亡までの期間などに不審な点はないか？

②死亡届のチェック

- ・死亡届提出期間内のものであるか？

- ・死亡した人の「氏名，生年月日，死亡したとき，死亡したところ」は死亡診断書通りか？
- ・死亡した人の住所と世帯主、本籍と筆頭者に間違いや不審な点はないか？
- ・戸籍筆頭者はその者が死んでも変わらない。
世帯主は「世帯主変更届け」によって変更される。
届出人は「配偶者，6親等内の血族，3親等内の姻族」か？
- ・届出人の署名（ or 記名・押印 ）に不審な点はないか？
- ・記名・押印の場合に捨印はあるか？
- ・届出人の電話番号が記載されているか？

③埋火葬許可申請書のチェック

- ・死亡者の本籍，住所，生年月日，死亡したとき，死亡したところは死亡届通りか？
- ・死亡診断書の死因は「一類感染症」か「その他」か？
- ・申請者は死亡届の届出人と同一か？
「申請者と死亡届の届出人の同一性」に法的根拠がないから「同一にするようお願いする」。
- ・複写式申請書の2枚目を補完して埋火葬許可書として交付する。
この許可書に不備があれば埋火葬ができない。
この許可書があれば死体を埋火葬することができる。

④新聞掲載

- ・お悔やみの新聞掲載をするかしないかの確認。
- ・する場合もしない場合も確認書面作成。
- ・名義は死亡届届出人。

⑤案内

- ・死亡届や死亡診断書は保険請求手続きで必要になることがあるので
「写真 or コピーをしたかどうか」の確認。
- ・死亡後の行政手続きをすることの案内。

⑥死亡届に受理日時を記載

- ・受理日時を記載したらコピーできない。

⑦埋火葬申請書を葬儀場に FAX

- ・どの火葬場で火葬するか確認。
- ・「その火葬場の火葬予約をしているかどうか」の確認。

- ・「予約は個人がしなければならない」ことの確認。
- ・予定された火葬場に FAX が届いたかどうかの確認電話。
FAX が届いていないと火葬場での手続きがスムーズにいかない。

⑧戸籍・住民票等発行停止連絡

- ・住所 or 本籍が津市の場合は「戸籍住民票等発行停止連絡票」を作成し、戸籍管理センターなど 3 箇所へ FAX。
戸籍管理センターは戸籍・住民票が改訂されるまで戸籍・住民票の発行を停止する。

一連の作業は馴れた者なら 45 分～50 分。馴れない者なら 1 時間半はかかる。

b 出生届受理業務

- ・出生証明書に不審な点はないか？
- ・出生証明者の記名 はあるか？
(出生証明書は「記名だけ、記名と押印、署名だけ」のどれでも OK)。
- ・届出期間内であるか？
- ・子の名前は「使用可能な文字」か？
- ・嫡出子か嫡出でない子かの判断。
- ・生まれた子の住民登録をるところ（親と同じでなくてもよい）、その世帯主との関係。
- ・生まれた子の本籍は正しいか？
嫡出でない子は「母親の戸籍に入る場合」と「母親と新しい戸籍を作る場合」がある。
- ・届出人は誰か？
- ・戸籍・住民票等発行停止連絡

c 婚姻届受理業務

- ・夫になる者、妻になる者（届出人）の氏名は旧姓か？
- ・住所地は実際に住民登録をしているところか？
- ・新しく戸籍を作る場合か、どちらかの戸籍に入る場合か？
(現在入っている戸籍とその戸籍筆頭者から判断)
- ・証人 2 名は 18 歳以上の者か、別々の署名があるか、不審な点はないか？
- ・警備員が婚姻届を受理した時点で婚姻が成立する。
- ・各種案内
- ・戸籍・住民票等発行停止連絡

d 離婚届受理業務

- ・夫と妻の氏名は婚姻中の姓になっているか？
- ・現在の住所は住民登録をしているところか？
- ・「元の戸籍に戻る場合」か、「戻れない場合」か、{新しい戸籍を作る場合}か？
- ・離婚の種別。協議離婚以外は書類の添付があるか？
- ・「離婚の際に称していた氏を称する届け」を同時に出した者の本籍地欄記載方法。
- ・未成年の子がいるかどうかの確認、
親権を行う者の記載、面会交流・養育費負担のチェック。
- ・「離婚の際に称していた氏を称する届け」のチェックと
3か月以内に提出できることの案内。
- ・警備員が離婚届を受理した時点で離婚が成立する。
- ・戸籍・住民票等発行停止連絡

【3】執務時間外の戸籍届を宿直警備員が受理する必要性

以上のように戸籍届受理業務は精神的負担の大きい業務である。

しかし、「それが本当に必要なもの」であればしかたのないことだとも言える。

窓口執務時間外の戸籍届を宿直警備員が受理する必要性を考えてみよう。

a 窓口執務時間外の戸籍届を受理する必要性

なぜ、戸籍届受理を「24時間・365日」行わなければならないのだろうか？

『戸籍届には届出期間があり、それを過ぎると罰則が適用されるから…。』

婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、入籍などには届出期間はない。

届出をしたときにその効力が発生するからだ。

これに対し、出生、死亡、裁判離婚、離婚の際に称していた氏を称する届けなどには届出期間がある。

そして、その届出期間内に届出ないと罰則が適用される

(5万円以下の過料・戸籍法137条)

「罰則付きで届出期間を定めている以上、いつでも受理しないと国民に不利益を与える」から「戸籍届受理を24時間・365日、いつでも行う」のだろう。

しかし、罰則が適用されるのは「正当な理由なく届出期間内に届出なかった場合」。

「正当な理由」に「届出最終日が休日で受理業務をやっていなかった」を含めれば問題はなくなる。

そのような取り扱いをしている市町村もある。

さらに、

市町村は届出期間を過ぎた届出も受理しなければならない。(戸籍法 46 条)

市町村長は届出期間を過ぎた届出がある場合は届出をするよう催告できる。

(戸籍法 44 条)

つまり、届出期間内に届出がなくても戸籍届は受理されるので戸籍上支障が生じることはない。

そもそも過料は料料と違い刑事罰でなく行政罰なので市町村長の判断でなんとでもなる。

『それでも、罰則がある以上「いつでも受理」しないと…。』

なるほど、「徹底して住民の利益を守ろうとしている」のだ。

「住民様へのサービス徹底」なのだ。

しかし、それを宿直警備員にさせる必要があるだろうか？

b それを宿直警備員にさせる必要性

『だって、宿直警備員は休日 24 時間、平日は夜間も居るから警備員にやらせればコストがかからない…。』

これが本音だろう。

要は「住民様へのサービス徹底」を安上がりな警備員に押し付けているだけなのだ。

津市役所本庁では「公務員扱いの警備員」が 24 時間・365 日戸籍届受理をしている。

断続的労働の適用除外許可を受けている支所の宿直警備員が戸籍届受理をしなくても住民に不便はない。

このように戸籍届受理を 24 時間・365 日やる必要はないし、

それを宿直警備員にやらせる必要もないのである。

ここは原則に戻って「断続的労働の適用除外許可の要件」である「精神的負担の大きい業務は除外する」を優先させるべきではないだろうか？

【4】所感

●●支所で 2024. 5. 1～2025. 1. 31 に宿直警備員が受理した戸籍届は 28 件。

2024. 5. 1～2025. 4. 30 に受理するだろう推測件数は $28 \times 4/3 \approx 38$ 件。

1 ヶ月あたり 3 件。

これを災害発生や事件・事故発生と同じく「突発的事態」と扱うのは無理があるだろう。